

# 有料老人ホーム届出の流れ

※詳しくは、「前橋市有料老人ホーム設置運営指導要綱」をお読みください。

## 【事前の相談】

有料老人ホームの設置を計画したら、以下の事前協議書を提出いただく前に、事前の相談を行ってください。特に提出していただく資料等はありませんが、有料老人ホームの開設場所や定員、規模(平面図等)、提供するサービスの内容等について、面談により相談させていただきます。なお、面談については、必ずアポイントをとっていただくようお願いします



## 【事前協議】

開発許可・建築許可・建築確認の申請を行う前に、必要書類を添付した「有料老人ホーム設置事前協議書」を提出してください。



## 【設置届出】

事前協議終了後(事前協議終了の通知を受領後)に開発許可申請、建築確認申請を行っていただき、建築確認済証が発行されたら速やかに「有料老人ホーム設置届」を提出してください。



## 【建設工事着工届】

建設工事を着工するときは、あらかじめ「建設工事着工届」を提出してください。



## 【事業開始報告】

事業を開始するときは、あらかじめ「有料老人ホーム事業開始報告」を提出してください。

## 事業を開始したら

### ○実地指導のための立入検査

実際の運営状況を確認するため、事業を開始してから随時、立入検査を実施しています。

### ○定期報告

毎年7月1日現在における「重要事項説明書」を作成し、「サービス一覧表」と併せて提出していただきます。期日はその都度連絡いたします。※前橋市から厚生労働省にも送付します。

### ○随時報告

入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに前橋市へ事故報告書を提出してください。